

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報

2009.12.15 No. 62

連絡先 042-555-1911



日本平和大会が開催される

「2009年日本平和大会 in 神奈川」が12月10日から13日にわたり開かれました。

10日、11日は国際シンポジウムでした。

冒頭には、エクアドルのハビエル・ポンセ駐日大使（左の写真）が特別レクチャーを行いました。政府代表の日本平和大会参加は初めてです。

エクアドルのコレア大統領は米軍マント基地の使用協定の更新せず、今年9月には米軍を撤去させました。国民の運動で米軍基地を撤去し、先進的な憲法を制定。紛争の平和的解決や南米非核地帯の創設でエクアドルが果たした役割を詳しくレクチャーしました。

国際シンポジウムには、アメリカ、韓国、ドイツ、フィリピンの海外代表が参加しました。

日本平和大会 横田基地の撤去を求める西多摩の会からも参加

10日、11日の国際シンポジウム、12日のシンポ1「米軍再編・強化に反対するたたかい」、シンポ2「安保50年一今こそ、日米安保条約廃棄の世論を多数派に」、動く分科会厚木コース、13日の横須賀での閉会集會に「撤去の会」の会員が参加しました。閉会集會では壇上に上がり「～未来をつくる一步を踏み出そう～」のメインテーマにふさわしく、「会」の活動について窪田事務局長が発言しました。



横田基地の撤去を求める西多摩の会 外務大臣や福生市長に核問題で要請・要望



12月8日午前、横田基地の撤去を求める西多摩の会の代表や世話人らは外務省に行き、岡田克也外務大臣あての「日米『核密約』に関わる調査結果の全面公開と、横田基地を始め全ての米軍基地における核兵器の不存在の証明等についての要請書」を係の方に手渡しました。

午後は、加藤育男・福生市長に面会し、「『核密約』問題の究明を求める要望書」を提出しました。（左上の写真）

その後、福生市役所で記者会見を行いました。（左下の写真、奥の白板に、黒塗りされた建築図面2枚をはりだしています。）



「会」の松山清代表が、「核密約」問題とともに、航空自衛隊航空総隊司令部棟の図面の開示請求に至った経過と、新政権も「非開示が妥当」との結論だったことを説明しました。

横田基地の撤去を求める座り込みは 12月20日（日）1時30分からです。

来年1月の座り込みは第10回になります。1月17日です。

楽しい催しもあるようです。寒さを吹き飛ばし、新しい年を迎えましょう。

エクアドルのすばらしい憲法を紹介 ハビエル・ポンセ大使の講演より (No. 62 裏面)

外国の干渉から主権を擁護し、女性の権利を向上させ、自然を大切に、住民の利益のための天然資源を保護する市民団体の力で、昨年新憲法が採択されました。この憲法は、平和の権利も含め人権擁護では世界でもっとも先進的な憲法になっています。

憲法第 15 条はエクアドルの国のあり方として、次のように規定しています。

「第 2 項 国際的対立や紛争の平和解決を支持し、その解決のための威嚇または武力行使を認めない。

第 3 項 他国の内政干渉および、武力侵攻、侵略、占領または経済封鎖や軍事封鎖などいかなる形態の干渉も糾弾する。

第 4 項 平和を促進する。」

憲法 5 条と第 416 条第 5 項は、次のような最高の規範的地位を認めています。

「第 5 条 エクアドルは平和の領土である。外国軍事基地および軍事目的の外国施設の設置は認められない。国内の軍事基地を外国軍隊または外国の安全保障の軍隊に譲渡することを禁止する。」

「第 416 条第 5 項 (エクアドルは) ある国々による他国の領土への軍事目的の基地または施設の設置を非難する。」

(エクアドルが) ラテンアメリカを世界最初の非核地帯としたトラテロルコ条約の誕生での貢献によって、ラテンアメリカ諸国は、この条約の完全実施を監視するための機関である OPANAL (ラテンアメリカおよびカリブ海地域における核兵器禁止に関する条約機構) の最初の指導者としてエクアドル人を選んだのです。伝統的にエクアドルの活動を導いてきた原則は、新憲法に取り入れられ、第 15 条で次のように定められています。

「化学兵器、生物兵器、核兵器の開発、製造、保有、取引、輸入、輸送、貯蔵、使用を禁止する…また、核廃棄物と有毒廃棄物の国内への持ち込みも禁止する。」

一方、第 416 条 4 項は、国は「世界の軍縮を促進し、大量破壊兵器の開発と使用を非難する」と定めています。

大国による他国の干渉は、歴史的に常に繰り返されてきました。ラテンアメリカでそのような干渉を繰り返し行ってきたのが、アメリカ合衆国です。安全保障に対する新たな脅威に対処するため自らの能力を強化するために、南アメリカ諸国は、2 年前に創設されたエクアドルのキトに本部を置く南米諸国連合の枠組みの中に、安全保障・国防理事会を設置することを決定しました。

武蔵村山市で起きたロープ殺人未遂容疑の米兵の子、4少年が逮捕

最初の逮捕状の期限の 1 日には身柄が引き渡されていなかった米兵の子の 2 少年についても、逮捕状が更新され、5 日には、逮捕が米軍側と合意されました。

さて、「在日米軍人による犯罪への適切な対応について」という警察庁の訓令・通達 (丁捜一発第 84 号、1997 年 4 月) があります。しかし、公開されているのは「本通達は、在日米軍人による犯罪に対応するにあたっての留意事項を全国に指示したもので、認知時の適切な判断と即報、早期の立ち上がり、事件処理の迅速化等について示したものの。」という概要だけです。

米軍犯罪については「いちじるしく重要と考えられる事件以外については第 1 次裁判権を行使するつもりはない」との日米密約があり、同時に米兵の「法違反者が日本当局により身柄を保持される事例は多くない」だろうとまで言っています。この密約がいまでも生きています。米兵犯罪、不起訴は 8 割を超えているのです。身近に起きた事件、見守っていきましょう。